

平成30年4月20日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成30年2月8日（月） 13時30分～14時45分

2 会場

県庁南棟4階 A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、西川委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 江刺家課長他2名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回（平成29年12月11日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

- (2) 議題2 届出案件について

■【ハルル樹木に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が、出入口付近で前回よりも高くなっているのはなぜか。TSUTAYAが出店した影響か。
→騒音予測地点が出入口の真正面にあるため、自動車走行音の影響で、計算上どうしても高い結果が出てしまう。しかし、実際のところは、そこまで影響はなく、防音壁も設置しないこととしているため、問題ないのではないか。TSUTAYAへの荷さばき車両も、荷さばき専用出入口を利用するため関係はない。
- ②一般車通行禁止の看板があるにも関わらず、一般客が荷さばき専用入口を使用して出入りしているため、登下校の児童生徒の安全に不安がある。
- ③夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点が、住居に隣接しているため、付帯要望1については、念押しとして「再々予測についても」と文言を加えたらどうか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないが、付帯要望については、事務局案を一部修正し、下記のとおり求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で超過しており、再予測・再々予測についても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

- 2 店舗周辺の歩行者等の安全対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【カブ・大野店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①身障者用駐車スペースについて、図面に表示がないが実際はあるのか。
→設置者側に2台分のスペースを確保していることを確認。
- ②出入口1は交差点内につくられているが、問題ないのか。
→東北地方整備局との協議により許可を受けているため、問題はない。
- ③現況で駐車場が足りなくなることはないのか。
→現況で足りている。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 店舗周辺の歩行者等の安全対策について、付近に小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称)ウチダ企画店舗に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①身障者用駐車スペースについて、図面に表示がないが実際はあるのか。
→設置者側に2台分のスペースを確保していることを確認。
- ②むつ総合病院が近くにあり、来院者が朝7～8時頃に集中するため、交通量が非常に多い場所である。開店前の時間ではあるが、荷さばき車両の出入りによる事故が心配である。店舗の脇に薬局があり、病院から歩道橋を利用せず、道路を横断しているお年寄りもいる。
→歩行者の安全対策に留意するよう、口頭で設置者へ注意を促すこととする。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

2 設置者配慮事項を確実に履行すること。